



島根県報

令和8年6月9日（火）

第 7 2 6 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
保安林の指定	（ 〃 ）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	（水産課）	3

【公 告】

公共測量の実施（2件）	（技術管理課）	3
公共測量の実施の変更	（ 〃 ）	4

【特定調達公告】

令和8年度島根県防災ヘリコプター（JA32AR）定時点検整備に係る随意契約の相手方等	（消防総務課）	4
--	---------	---

【選管告示】

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体		5
政治資金規正法の規定による解散の届出のあった政治団体		6
政治資金規正法の規定による指定の取消しの届出のあった資金管理団体		6

【労委告示】

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定		7
--	--	---

告 示

島根県告示第371号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和8年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
松本 祐一	泌尿器科	益田赤十字病院	益田市乙吉町イ103番地1	令和8年5月29日
木下 奈津	循環器科	島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	令和8年5月29日
塩田 撰成	外科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917番地2	令和8年5月29日
竹内 健悟	循環器内科	独立行政法人国立病院機構浜田医療センター	浜田市浅井町777番地12	令和8年5月29日
大野 由美子	小児科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和8年5月29日

島根県告示第372号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯石郡飯南町長谷1095-1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第373号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和8年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林の所在場所
浜田市弥栄町小坂1088-3
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第374号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和8年6月9日

島根県知事 丸山達也

島根町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月9日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び用地測量）
- 2 作業期間
令和8年5月26日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
雲南市吉田町吉田地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月9日

島根県知事 丸山達也

- 1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和8年5月22日から令和9年3月26日まで

3 作業地域

邑智郡美郷町地内

令和8年2月17日付け島根県報第694号で公告した公共測量の実施の変更について、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、島根県知事から作業期間の変更に係る通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

（変更前）令和7年12月5日から令和8年6月30日まで

（変更後）令和7年12月5日から令和9年3月31日まで

3 作業地域

飯石郡飯南町花栗地内

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和8年6月9日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和8年度島根県防災ヘリコプター（J A32AR）定時点検整備 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部消防総務課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和8年5月18日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

セントラルヘリコプターサービス株式会社 代表取締役 堀内 晋

愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1

5 随意契約に係る契約金額

96,866,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党島根県松江市第八支部	河内 大輔	主たる事務所の所在地	松江市東津田町1610 - 1 - 406	松江市東津田町1803 - 2 - 403	令和7年9月1日
自由民主党鹿島町支部	細木 明美	主たる事務所の所在地	松江市鹿島町佐陀本郷624-3	松江市鹿島町佐陀宮内101	令和8年1月1日
		代表者の氏名	細木 明美	山本 勝太郎	
		会計責任者の氏名	青山 豪太郎	田中 雅裕	
自由民主党島根県郵政政治連盟支部	青木 誠	代表者の氏名	青木 誠	四方田 伸也	令和8年4月1日
		主たる事務所の所在地	益田市川登町479-2	出雲市大津町560	
		会計責任者の氏名	高木 健二	江角 直記	

2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	異動事項	異 動 内 容		異動年月日
			新	旧	
岡本正友後援会	新井 和弘	代表者の氏名	新井 和弘	竹山 勝彦	令和7年5月20日
		主たる事務所の所在地	浜田市瀬戸ヶ島町91-7	浜田市蛭子町35	
河内だいすけ後援会	矢田 裕光	主たる事務所の所在地	松江市東津田町1610 - 1 - 406	松江市東津田町1803 - 2 - 403	令和7年9月1日
島根県の未来を輝かせる会	河内 大輔	主たる事務所の所在地	松江市東津田町1610 - 1 - 406	松江市東津田町1803 - 2 - 403	令和7年9月1日
渡辺のぶあき後援会	山下 信夫	代表者の氏名	山下 信夫	細川 幸信	令和7年12月17日
山根兼三郎後援会	山根 兼三郎	会計責任者の氏名	山根 兼三郎	山根 浩子	令和8年1月6日
岡やすとし後援会	水 壮	代表者の氏名	水 壮	三代 二美男	令和8年1月15日

かじえみこ後援会	佐々木 啓之	主たる事務所の所在地	江津市渡津町1997-6	江津市渡津町482-4	令和8年2月10日
西田一平後援会	西田 一平	主たる事務所の所在地	浜田市相生3847 203	浜田市黒川町124-1	令和8年3月18日
今岡しんじ後援会	今岡 真治	会計責任者の氏名	今岡 晶子	浜村 知之	令和8年3月23日
島根県理容政治連盟	福代 一成	主たる事務所の所在地	松江市殿町8-3 島根県市町村振興センター2F	松江市大輪町414-9	令和8年4月1日
角ともこ後援会 (とまちゃんクラブ)	谷 正次	代表者の氏名	谷 正次	中嶋 春喜	令和8年4月12日
渡辺のぶあき後援会	原田 薫	代表者の氏名	原田 薫	山下 信夫	令和8年4月14日
		会計責任者の氏名	小河 美良	原田 薫	

島根県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年6月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者の氏名	解散年月日
玉木満後援会	玉木 満	令和7年4月16日
上野茂後援会	川本 進	令和7年12月7日
にしこりのりまさ後援会	上田 恭己	令和7年12月31日
岡やすとし後援会	水 壮	令和8年3月26日
江津まちづくり夢づくりの会	丸田 誠司	令和8年3月27日
河野正行後援会	田中 良則	令和8年3月27日

島根県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により指定の取消しの届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

令和8年6月9日

島根県選挙管理委員会委員長 大野 敏之

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
玉木 満	玉木満後援会	令和7年4月16日

労 働 委 員 会 告 示**島根県労働委員会告示第1号**

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定により、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和8年5月28日次のとおり認定したので告示する。

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による職員の範囲の認定（令和6年島根県労働委員会告示第2号）は、廃止する。

令和8年6月9日

島根県労働委員会会長 原 市

島根県企業局の職員が結成し、又は加入する島根県企業局職員労働組合については、当該企業局の職員のうち、次の表に掲げる者

勤 務 箇 所	役 職 名
本局	局長 次長 総務課長 経営課長 経営課調整監 施設課長 施設課室長 施設課上席調整監 工業団地整備室長 総務課課長補佐（総括）
東部事務所	所長 副所長
西部事務所	所長 副所長